



令和 6 年度 丸 亀 市 職 員 採 用 試 験 案 内

令和 6 年 5 月 15 日

丸亀市職員課

【第 1 次試験日】 令和 6 年 6 月 23 日（日）

【受 付 期 間】 令和 6 年 5 月 23 日（木）～6 月 6 日（木）

1. 職種、採用予定人員、受験資格等

採用予定日：令和 7 年 4 月 1 日（特定の職種については、令和 6 年 10 月 1 日以降に採用する場合があります。）

職 種	採用予定人員	受 験 資 格 等	
行政事務 （大学卒）	16 人程度	平成 7 年 4 月 2 日以後に生まれた人	大学（短期大学、高等専門学校を除く。）を卒業した人（令和 7 年 3 月末日までに卒業見込みの人を含む。）又は同等の資格があると認める人
土 木 （大学卒）	4 人程度	平成 7 年 4 月 2 日以後に生まれた人	大学（短期大学、高等専門学校を除く。）で土木系統の学科を卒業した人（令和 7 年 3 月末日までに卒業見込みの人を含む。）又は同等の資格があると認める人
土 木 （短大卒）		平成 11 年 4 月 2 日以後に生まれた人	短期大学又は高等専門学校の土木系統の学科を卒業した人（令和 7 年 3 月末日までに卒業見込みの人を含む。）又は同等の資格があると認める人 ※大学の卒業者又は卒業見込みの人は受験できません。（これらと同等の資格があると認める人も受験できません。）
建 築 （大学卒）	1 人程度	平成 7 年 4 月 2 日以後に生まれた人	大学（短期大学、高等専門学校を除く。）で建築系統の学科を卒業した人（令和 7 年 3 月末日までに卒業見込みの人を含む。）又は同等の資格があると認める人で、二級建築士の受験資格を有する人もしくは令和 7 年 3 月末日までに有する見込みの人
建 築 （短大卒）		平成 11 年 4 月 2 日以後に生まれた人	短期大学又は高等専門学校の建築系統の学科を卒業した人（令和 7 年 3 月末日までに卒業見込みの人を含む。）又は同等の資格があると認める人で、二級建築士の受験資格を有する人もしくは令和 7 年 3 月末日までに有する見込みの人 ※大学の卒業者又は卒業見込みの人は受験できません。（これらと同等の資格があると認める人も受験できません。）
保健師	3 人程度	平成元年 4 月 2 日以後に生まれた人	保健師の免許を持つ人又は令和 7 年 3 月末日までに取得見込みの人
社会福祉士	3 人程度	平成元年 4 月 2 日以後に生まれた人	社会福祉士の資格を持つ人又は令和 7 年 3 月末日までに取得見込みの人
消 防 （大学卒）	1 人程度	平成 7 年 4 月 2 日以後に生まれた人	大学（短期大学、高等専門学校を除く。）を卒業した人（令和 7 年 3 月末日までに卒業見込みの人を含む。）又は同等の資格があると認める人
消 防 （救急救命士）			救急救命士の資格を持つ人又は令和 7 年 3 月末日までに同資格を取得できる見込みの人

・原則として丸亀市内（島しょ部は除く。）に居住できる人
・普通自動車、中型自動車、大型自動車のいずれかの運転免許証を持つ人又は同免許証を令和 7 年 3 月末日までに取得見込みの人（AT 車限定は除く。）
・身体基準を満たす人（注 1 参照）

注1 消防受験者の身体基準（（ ）内は女性の基準値）。身体基準については、第2次試験合格者に対して行う身体検査において確認しますので、第2次試験に合格した場合でも、身体基準を満たさない場合は、受験資格は失効します。

- ・身長 おおむね 160 cm（155 cm）以上
- ・胸囲 身長のおおむね 2 分の 1 以上
- ・体重 おおむね 50 kg（45 kg）以上
- ・言語が明瞭で、十分発声できること
- ・聴力が左右正常であること
- ・両目とも裸眼視力で 0.3 以上又は両目とも矯正視力で 0.7 以上であること。赤色、青色及び黄色の色彩が識別できること。

注2 受験資格を持つ人であっても、次の地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。

- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・丸亀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注3 日本国籍を有しない人は受験できません。

2. 受験申込手続き

（1）申込方法

申込は原則として、インターネットで受け付けます。スマートフォンから申し込む場合は、右の QR コードから、申込画面にアクセスできます。インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、5 月 31 日（金）までに丸亀市職員課までお問い合わせください。



《申込手順》

申込は「利用者登録」と「受験申込」の2段階方式となっています。

- ① 丸亀市のホームページの丸亀市職員採用情報
(<https://www.city.marugame.lg.jp/site/saiyou/9451.html>) にアクセスし、ページ内の《電子申請》をクリックしてください。
- ② 「【丸亀市】申請・届出メニュー」にアクセスし、「利用者登録」において、利用者情報を登録した後、受験申込みをしてください。
- ③ 受験申込みの審査が終了したら「【丸亀市】電子申請の結果通知について」というタイトルの電子メールが送信されますので、内容を確認してください。
- ④ 試験の1週間前頃までに「【丸亀市】職員採用試験 受験票について」というタイトルの電子メールが送信されますので、内容を確認して、受験票をダウンロード・印刷してください。詳しくは「（3）受験票について」の欄を確認してください。
6月19日（水）までに④の電子メールが届かないときは、丸亀市職員課へお問い合わせください。

（2）受付期間

令和6年5月23日（木）午前8時30分 から 令和6年6月6日（木）午後5時15分 までに到達したものを受け付けます。受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前はシステムが混み合う可能性があるので、余裕を持って申し込んでください。なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。）

(3) 受験票について

受験票は、各自でデータをダウンロードの上、紙に印刷したものを第1次試験の当日に持参してください。

【受験票ダウンロード・作成手順】

- ① 「【丸亀市】職員採用試験 受験票について」というタイトルの電子メールが届いたら、「【丸亀市】申請・届出メニュー」において「利用者登録」で登録したID（メールアドレス）とパスワードでログインしてください。
- ② ログイン後、受験票データを各自ダウンロードし、A4サイズの紙に印刷してください。システムの詳しい操作方法是システムの「ヘルプ」を参照してください。
- ③ 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、「提出用」と「本人用」を切取線に沿って切り取り、「提出用」には、最近3か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm、横3cmで本人と確認できるもの）を貼付して、第1次試験の際に必ず持参してください。

【注意事項】

- ・第1次試験に受験票「提出用」（上記の写真を貼ったもの）と「本人用」の2種類がない場合は受験できません。
- ・「提出用」の受験票は、第1次試験の受付時に回収し、試験終了後も返却できません。
- ・第1次試験当日に、「提出用」に貼付したものと同一写真を提出していただきます。

3. 試験の日時、内容、成績のお知らせ

(1) 試験の日時、会場

区 分	日 時	会 場
第1次試験	令和6年6月23日（日） 午前8時10分から受付開始 （注4参照）	丸亀市役所近隣または 香川短期大学（香川県綾歌郡宇多津町浜 一番丁10番地）を予定 ※詳細は受験申込者に別途通知します。
第2次試験	日時と会場は、第1次試験合格者に別途通知します。	
第3次試験	日時と会場は、第2次試験合格者に別途通知します。	

注4 試験会場により、受付開始時間に変更となる場合があります。変更の場合は、受験申込者に別途通知します。

注5 諸事情により、第1次試験の試験日等に変更となる場合は、丸亀市ホームページ（<https://www.city.marugame.lg.jp>）でお知らせします。

《第1次試験の合格発表》

合格者には郵送で通知します。また、丸亀市役所構内掲示場（発表日より1週間掲示します。）、丸亀市ホームページで合格者の受験番号を発表します。電話での問い合わせにはお答えできません。

(2) 試験の方法、内容

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者のみについて、第3次試験は第2次試験の合格者のみについて行います。（試験の内容を変更する場合があります。その場合は、事前にお知らせします。）

《第1次試験》

職 種	科 目	内 容
行政事務 (大学卒)	教養試験 (択一式)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	専門試験 (択一式)	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、 行政学、国際関係等
	適性検査	公務員として必要な素質、適性についての検査
	作文試験	表現力・構成力等について、単一テーマによる作文等（注6参照）
土木 (大学卒) 土木 (短大卒)	教養試験 (択一式)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	専門試験 (択一式)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画を含む。)、材料・施工
	適性検査	公務員として必要な素質、適性についての検査
	作文試験	表現力、構成力等について、単一テーマによる作文等（注6参照）
建築 (大学卒) 建築 (短大卒)	教養試験 (択一式)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	専門試験 (択一式)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、 建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
	適性検査	公務員として必要な素質、適性についての検査
	作文試験	表現力、構成力等について、単一テーマによる作文等（注6参照）
保健師	教養試験 (択一式)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	専門試験 (択一式)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等
	適性検査	公務員として必要な素質、適性についての検査
	作文試験	表現力、構成力等について、単一テーマによる作文（注6参照）
社会福祉士	教養試験 (択一式)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	専門試験 (記述式)	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論 と社会システム、現代社会と福祉等、専門職として必要な基礎的 知識や見識を問う問題
	適性検査	公務員として必要な素質、適性についての検査
	作文試験	表現力、構成力等について、単一テーマによる作文（注6参照）
消防 (大学卒) 消防 (救急救命士)	教養試験 (択一式)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	適性検査	公務員として必要な素質、適性についての検査
	体力測定	職務遂行上必要な体力の測定
	作文試験	表現力、構成力等について、単一テーマによる作文（注6参照）

注6 作文試験については、第2次試験以降の参考資料として用います。

（参考 令和5年度出題テーマ 行政事務（大学卒）：

周囲との関わりの中で、大切にしてきた「私らしさ」）

《第2次試験》

科 目	内 容
グループワーク等	主として人物、職務適性、対人関係能力等について評価します。

《第3次試験》

科 目	内 容
個別面接	主として人物、識見、職務適性等について、個別面接により評価します。
身体検査 (消防のみ)	丸亀市所定の身体検査書の提出を求め、職務遂行に必要な健康度について検査します。

- 第1次、第2次及び第3次試験のそれぞれの成績が一定以下の場合は、採用予定人員に満たない場合があります。
- 受験のために要する旅費、食事（各自で用意してください。）等の経費は、すべて受験者本人の負担とします。
- 受験には、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）が必要です。
- 時計は計時機能だけのものに限りません。（携帯電話等は使用できません。）
- 消防の受験者は体力測定がありますので、運動着と運動靴（屋外用）を必ず持参してください。

（3）採用試験成績のお知らせ

受験者本人が希望する場合には、不合格者に限り、試験成績をお知らせします。通知する内容は以下のとおりです。

区 分	通知内容
第1次試験	得点、順位、受験者数、適性検査結果
第2次試験	得点、順位、受験者数
第3次試験	得点、順位、受験者数

《請求方法》

合格発表後、必要事項を記入、押印した「丸亀市職員採用試験成績通知請求書」と「受験票」を丸亀市職員課に提出して下さい。請求期間は、各試験の合格発表日の翌日から起算して30日間とします。

郵送による請求の場合は、上記書類のほか、返信用封筒（住所・氏名記載、切手を貼付）も同封してください。なお、返信先の住所は、申込申請で「合格通知書等の送付先」とした住所を記載してください。

来庁による請求の場合は、必ず受験者本人が、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参のうえ、請求してください。

4. その他

- (1) この試験の合格者は、各職種別に採用候補者名簿に登載されます。その中から令和 6 年 10 月 1 日以降、成績順に採用する予定です。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに、卒業見込みの人が卒業しなかった場合や、必要な資格・免許証を取得見込みの人が取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用される資格を失います。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、令和 8 年 4 月 1 日までです。
- (3) 地方公務員法第 22 条の規定により、採用の日から原則として、6 か月の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。
- (4) 消防については、採用後は原則として丸亀市内（島しょ部は除く。）に居住すること及び早期に自己において中型・大型自動車運転免許証を取得することが求められます。
- (5) 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返還いたしません。
- (6) 初任給は、おおむね次表のとおり（募集日現在）です。このほかに、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。また、職務経験がある方については、職歴等に応じて、加算される場合があります。

職 種	初 任 給	職 種	初 任 給
行政事務（大学卒）	202,400 円	保健師	202,400 円
土木（大学卒）		社会福祉士	
建築（大学卒）		消防（大学卒）	208,000 円
土木（短大卒）	184,600 円	消防（救急救命士）	191,800 円
建築（短大卒）			

- (7) 学歴詐称などにより受験資格がないことや受験の申込申請の内容が正しくないことが判明した場合には、採用候補者名簿から削除します。また、採用後に受験資格がないことや学歴詐称など、申込申請の内容が正しくないことが判明した場合は、採用を取り消します。

《問い合わせ先》 丸亀市市長公室職員課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

(TEL) 0877 - 24 - 8802

(E-mail) shokuin-k@city.marugame.lg.jp

(ホームページ) <https://www.city.marugame.lg.jp>